

2017年9月5日

認定事業者の皆様へ

公益財団法人自然農法国際研究開発センター  
認定事務局長 大橋 弘保

### 有機農産物の生産に使用できない資材について

平素は、有機食品の検査認証制度にご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
この度、農林水産省から、新潟県にある以下の事業所の生産する資材について、化学的に合成された凝集促進材が使用されていたため、有機農産物の日本農林規格で使用することができない資材であることが判明した旨の通知がありましたので、関係者の皆様にご連絡いたします。

もし、以下の資材を使用していた場合は、すみやかに認定事務局まで報告してください。

- |   |                  |
|---|------------------|
| <input type="checkbox"/> 南魚沼広域有機センター      | 肥料の名称：うしのたいひ     |
| <input type="checkbox"/> 新発田市営米倉有機資源センター  | 肥料の名称：新発田市 米倉1号  |
| <input type="checkbox"/> 新発田市営板山有機資源センター  | 肥料の名称：新発田市 板山1号  |
| <input type="checkbox"/> 新発田市営加治川有機資源センター | 肥料の名称：新発田市 加治川1号 |
| <input type="checkbox"/> 朝日有機センター         | 肥料の名称：あさひっこ      |

なお、上述のセンターが生産した肥料について、新潟県からプレスリリースが行われていますので、詳細については、以下のリンク先から確認してください。

- 南魚沼広域有機センター  
<http://www.pref.niigata.lg.jp/nosanengei/1356874343862.html>

- 新発田市営の有機資源センター（米倉、板山、加治川）  
<http://www.pref.niigata.lg.jp/nosanengei/1356874652185.html>

- 朝日有機センター  
<http://www.pref.niigata.lg.jp/nosanengei/1356874942427.html>

本件に関しまして、ご質問・ご不明な点等ございましたらお知らせください。

以 上

本件担当 吉田、谷木

※本通知は、新潟県の認定事業者に配信しています。